

暴風と高波及び大雪に対応した農林水産業用施設等の管理対策

令和3年2月15日
新潟県農林水産部

新潟地方気象台が令和3年2月15日6時31分に発表した「暴風と高波及び大雪に関する新潟県気象情報 第4号」によると、新潟県では15日から佐渡を中心とした暴風となり、16日から大しきとなる見込みで、また、17日から18日頃にかけて平場を含めて大雪となることが予想され、寒気の程度によっては警報級の大雪となるおそれがあるとしています。

つきましては、農林水産業用施設等の管理について十分注意してください。
なお、13日の地震の影響や余震の発生への注意が必要です。施設の管理作業等を行う際は、最新の防災気象情報を確認し安全確保に十分配慮するとともに、できる限り複数の人数で行い、事故防止に努めてください。

《除雪作業時の事故防止》

- (1) 作業は必ず複数の人員で行い、場所・時間等も周囲に連絡しておく。また、作業中は、施設等からの落雪に十分注意するとともに、危険な施設等には安易に近づかない。
- (2) 作業の前後には、除雪機の点検・整備を行い、事故防止に努める。また、除雪作業時にロータリーが停止した場合は、必ずエンジンを止めてから点検・修理する。
- (3) 余震があることも懸念されるので、作業中の安全確保に十分配慮する。

1 今後の大雪等に備えた対策

- (1) 農林水産業用施設については、暴風や降雪による倒壊等が生じないよう再度点検を十分に行う。
- (2) かん水施設等が凍結しないよう、断熱材で覆うなど凍結防止対策を施す。
- (3) ハウスのビニールは、強風に備えて破損部分の補修やマイカーラインでたるみを直すなど、点検や補強を行う。
- (4) ハウス等の施設とその周囲を点検し、施設周囲の除雪を行う。また、除雪した骨組だけのハウスも、ハウスの肩のパイプ以上に積雪した場合は、損傷する恐れがあるので除雪する。
- (5) 必要により、施設内に支柱を設ける等の補強を行う。
- (6) 加温設備のある施設では、可能な範囲で設定温度を高め、内部カーテンを開放するなどにより、屋根部分の融雪及び雪の滑落を促進する。また、排気管（煙突）等の保守に努め、施設内部への燃焼ガス漏れに注意する。
- (7) 無加温施設の場合は、雪の堆積量が多くならないようこまめに見回り、除雪を行う。

2 大雪等後の対策

- (1) 被災施設において修復可能な場合、十分な安全を確保した上で速やかに修繕する。
- (2) 施設、支柱・支線、誘引結束等を再点検し、破損箇所は速やかに補修する。特に、作物を栽培中の施設で、被覆資材の被害を受けたところは、補修までの間の低温障害を防止するため、トンネル等で作物を被覆し、保温に努める。
- (3) 加温が必要なハウスで停電した場合は、ハウス内の温度低下を防ぐため、石油ストーブ等で保温するとともに、可能な限り採光するなど、施設内環境の改善に努める。
停電回復後は、各種設備が確実に作動しているか確認する。
- (4) 施設の破損等により、葉ズレ、枝ズレ、蕾のスレ等で障害が発生した場合は、収穫物の選果・選別に注意する。また、倒伏した作物で回復が見込まれるものは、速やかに立て起こす。
- (5) 被災して障害程度の激しい株は、病害発生源となりやすいので、早めに処分する。
- (6) 施設の被災や停電があった場合は、速やかに暖房機の点検及び、電照・補光関連装備（電球、タイマー等）の作動確認を行う。
- (7) 果樹では樹上や棚上の積雪を可能な限り払い落とすとともに、果樹の棚下の雪を踏圧し、沈降圧による棚の破損を防止する。
なお、吊り棚が埋没して、倒壊の危険を生じている場合は、修復を前提に吊り線を外すか切断し、吊り柱の屈曲を防止する。

農林水産業用施設及び農作物等の管理対策については、令和2年12月11日付け 新潟県農林水産部「強い冬型の気圧配置に伴う農林水産業用施設及び農作物等の管理対策」を参照してください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/nosanengei/201211kinkyuu.html>

